

広報いわむろ秘蔵写真館

■ 5 ■

写真は語る

丸木舟 / 三枚ハギ(間瀬)

1枚の古びた写真が明らかにする思いがけない歴史(記録)の一幕。みなさんの秘蔵写真を紙上公開します。お手元にあるとっておきの1枚を広報いわむろにお送りください。

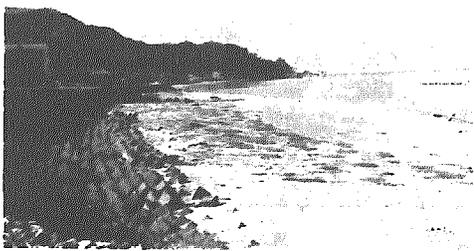
●応募先=〒953-01 岩室村大字西中860 岩室村役場 総務課 企画係 ☎82-4111 内線201・202



(写真)間瀬三区・阿部五さん所蔵

▶現在の間瀬地区公民館下あたりで撮られたものであろう。三枚ハギと呼ばれる丸木舟は今では、貴重な民俗資料である。(明治期)

明治のころは、大船14隻(写真手前に見える船)、丸木舟150隻を数え、多くの漁師が積極的に漁を行った。このころはまだ、沿岸の漁業資源も豊富であったため漁獲高は安定していた。しかし、動力船や他地域の漁師が入ってくるようになった大正期には、漁獲高も次第に減少し、活路を求めて多くの漁師は北海道(釧路)などに出稼ぎに行った。船は今ではほとんどがプラスチック船に代わり、漁港も整備されたため、写真の風景は遠い昔の思い出となってしまった……。



- 和納三区の早川寛一さんから「妻愛さん」のご冥福を祈られました。金五万円のご寄付がありました。
- 和納六区の本田勝さんから「父三郎さん」のご冥福を祈られました。金五万円のご寄付がありました。
- 岩室村商工会青年部(堀井正部長・部員33人)から金一万七千七百三十円のご寄付がありました。
- 西船越の大森六二郎さんから未使用のハガキ四十二枚のご寄付がありました。

善意をありがとう

昭和自動車通全線開通記念
トランスポ'85新潟
(新潟モーターフェア)
●会場/新潟市新光町(新県庁舎となり)
●会期/昭和60年9月27日(金)~10月20日(日)
(10:00~19:00)

入場料

	大人	高校生	小・中学生	幼児
前売	1,000円	700円	500円	200円
当日	1,300円	1,000円	700円	300円

■前売入場券は岩室村商工会または村商工観光課でも取り扱っていますのでお求めください。

道路交通法の一部が変わります

9月1日から

道路交通法の一部が改正され、主なものはきょう(九月一日以降)、段階的に施行されます。今回の改正は、二〇数年増え始めた死亡事故を減少させるとともに、「車社会」の新しい秩序づくりを目指すものです。主な改正点は次のとおりです。

シートベルトの着用が義務付けられました

9月1日施行
すべての道路で、ドライバーはシートベルトの着用が義務付けられました。また、ドライバーは、助手席にすわる人にもシートベルトを着用させてからでないと、車を運転してはいけません。

同時に、ドライバーは、後部座席にすわる人に対してもシートベルトを着用させるよう努めなければなりません。
(違反した場合の措置)
高速道路⇨ドライバー本人が着用していない場合に行政処分点数一点。
一般道路⇨今回の法改正の趣旨がドライバーに徹底し、シートベルト着用意識が向上した段階で、行政処分点数を付することを検討することになっていきます。

段階的に施行される新しい道交法

今回の改正の主なものは9月1日から施行されますが、ミニバイクの右折方法やヘルメットの着用義務は遅れて施行されます。施行日は次のとおりです。

改正道路交通法の主なものの施行期日

改正内容	施行日
▶シートベルトの着用義務 ▶初心者ライダーの2人乗り禁止 ▶空ぶかし等の禁止	昭和60年 9月1日
▶ミニバイクの交差点における右折方法の変更 ▶初心者ドライバーのための講習	昭和61年 1月1日
▶ミニバイクライダーのヘルメット着用義務	昭和61年 7月5日

意図が向上した段階で、行政処分点数を付することを検討することになっていきます。

(特例)
次に挙げるような人は、着用義務を免除されます。
▽乗り降りのひんぱんな郵便集配車などのドライバー
▽妊娠や負傷している人など、療養上または健康の保持上シートベルトをするのが適当でないドライバー
▽体が非常に大きい、あるいは小さいので適切にシートベルトを装着できないドライバー
▽バックの運転をするときのドライバー
▽その他、パレードなど複数の警察用車両で護衛等されている車のドライバーや公職選挙法上の選挙用自動車のドライバー(候補者や運動員に限る)などです。なお、助手席同乗者についても、ほぼドライバーの場合に準じて免除が認められます。

空ぶかし等の行為が禁止されます

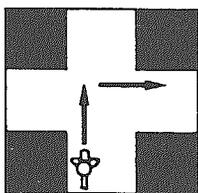
9月1日施行
ドライバーやライダーは、正当な理由がなく、著しく人に迷惑になる騒音を生じさせる方法で急発進、急加速、空ぶかしをしてはならないことになりました。
(違反した場合の措置)
行政処分点数一点。

初心者ライダーの二人乗り禁止
9月1日施行
自動二輪車の免許を取って一年未満の初心者ライダーは、二人乗りをしてはいけないことになりました。

昭和五十八年中の二人乗り運転中の死亡事故を見ると、約七割が免許取得一年未満の初心者ライダーで占められています。
(違反した場合の措置)
行政処分点数一点。反則金四千円。罰則三万円以下の罰金。

ミニバイクの右折方法が変わります

昭和61年1月1日施行
次に挙げる道路では、図のように曲がらなければなりません。
①標識で右折方法が指定されている交差点
②片側三車線以上ある道路で信号機のある交差点(標識等で除外される場合もあります)
つまり、まず左端を走り交差点の端を直進し、そこで車の体の向きを変え、進む方向の信号に



従って直進することになります。
(違反した場合の措置)
行政処分点数一点、反則金二千円。罰則一万円以下の罰金または科料。

初心者ドライバーのための講習
昭和61年1月1日施行
免許取得後一年以内に行政処分点数の合計が四点か五点になったドライバーは、公安委員会が行う「初心運転者講習」を受けなければなりません。

ヘルメット着用がミニバイクのライダーにも義務付け

昭和61年7月5日施行
ミニバイクを運転する人は必ずヘルメットをかぶらなければなりません。施行は来年の七月五日からですが、施行前でもヘルメットをかぶり身の安全をはかりましょう。
(違反した場合の措置)
行政処分点数一点。